

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年九月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和四年九月十三日

指令川建セ第〇三〇一九一号

#### 二 検査済証番号

令和四年九月二十七日

川建セ第〇四〇〇九号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字板谷百三十五番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市脚折町四丁目二十番三―四〇一号 ウインベルコーラス坂戸

戸口 正洋